

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	土地評価総筆数		筆	計画	-	305382	305581	304985	304389	303793
実績					305203	305382	305581	306232	306244	-	
②		家屋評価総棟数		棟	計画	-	91786	91647	91556	91465	91374
					実績	91576	91786	91647	82787	82647	-
③		償却資産納税義務者数		人	計画	-	5842	5999	6282	6535	6764
					実績	5811	5842	5999	6131	6328	-
〈記述欄〉※数値化できない場合											
もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名		指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	不服審査申出件数	固定資産評価について不服がある納税者が、評価審査委員会に審査申出ができる制度で、その申出をなくすことが、評価の適正化に繋がる	件	計画	-	0	0	0	0	0
					実績	0	0	0	1	1	-
	②	償却資産申告勧奨後の申告件数	未申告者や税務署調査等により、新たに判明した要申告者への申告勧奨後に申告された件数	件	計画	-	249	125	487	487	487
					実績	106	249	301	626	406	-
	③				計画	-					
実績										-	
〈記述欄〉※数値化できない場合											

3 (Check) 事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	固定資産税は、市の財政を支える基幹税目として重要な役割を果たしており、課税を適正に行うことにより、税収の安定確保に繋がる。 固定資産評価の公平公正性及び課税の適正化が求められており、近年はより一層、そのニーズが高まっている。 固定資産税の課税は、地方税法第5条、第342条により市が直接行うこととされている。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	不服審査申出は1件あったが、固定資産評価審査委員会においても適正な課税と認められた。今後も納税者からの信頼を得るため、各種固定資産業務支援システムを充実させ効率的で公平公正な評価を推進する。 償却資産については、制度の更なる周知徹底を図るとともに各種調査を実施し課税客体の把握に努める。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	現行どおりでよい ● 見直しが必要	類似・関連する事業との統合はできるものではない。ただし、航空写真撮影及び写真地図については、市の他事業での利活用は可能である。 償却資産申告書整理など補助的業務については、臨時職員による対応を行っているが、本事業は専門的知識を有する職員の計画的な育成が必要となるため、臨時職員等での対応には限界がある。 受益者負担を求める事務事業ではない。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善

今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止)	2 民間実施	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等)
	● 4 市による実施(要改善)	5 市による実施(現行どおり)	6 市による実施(規模拡充)
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など) 重要な市の財源である固定資産税の安定確保を図るためには、公平公正かつ適正な課税が不可欠であり、納税者の信頼を得るため、各種業務支援システムの適正な更新をすすめ、償却資産の自主的な申告を促進するためにさらなる調査指導体制の強化を図る。		

外部評価の実施	有：外部評価	実施年度	平成27年度
改善進捗状況等	H28進捗状況	1. 対応済（廃止含む）	
	H28取組内容	平成27年度に引き続き、償却資産について税務署等への捕捉調査及び実地調査を行った。同時に、納税義務者だけでなく、税理士や青色申告会等の関係者に対し、詳細な説明を行うことで制度の周知を図り、適正かつ公平な賦課の実現と納税義務者の自発的な申告義務の履行が推進された。土地、家屋についても、不動産鑑定士と連携を密にした下落修正など、適正課税に向けた取組を実施した。	

決算審査に伴う常任委員会における意見等	特になし (委員からの意見等)
----------------------------	--------------------

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	り災証明書申請受付数	件	計画	-				0
実績								3976	-
②				計画	-				
				実績					
③				計画	-				
				実績					
〈記述欄〉※数値化できない場合									

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	り災証明書発行件数	熊本地震による被災者に対して速やかに「り災証明書」を発行することが被災者支援に繋がる	件	計画	-				0
実績									3965	-
②				計画	-					
				実績						-
③				計画	-					
				実績						-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

3 (Check) 事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	災害対策基本法により市が実施すべき事業である。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	「り災証明書」を速やかに発行することで、被災された方が生活再建を行う上での支援につなげることができる。
◆実施方法は現行どおりでよい ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	受益者負担を求める事務事業ではない。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善			
今後の方向性 <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止)	2 民間実施	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等)
	4 市による実施(要改善)	● 5 市による実施(現行どおり)	6 市による実施(規模拡充)
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など)		
外部評価の実施		実施年度	
改善進捗状況等	H28進捗状況		
	H28取組内容		
決算審査に伴う常任委員会における意見等	特になし (委員からの意見等)		